

平成30年 第2回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	平成30年2月23日	開会場所	ふじみ野市役所第2庁舎3階 B301会議室					
開会の日時 及び宣告者	開会	平成30年2月23日	午後1時32分	議長				
	閉会	平成30年2月23日	午後2時14分	議長				
議長	野澤利夫							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	新井良司		出	10	小川修		出	
2	柿沼隆		出	11	粕谷雄一		出	
3	内田輝美		出	12	星野秀雄		出	
4	島田和之		出	13	富田博明		出	
5	高野喜好		出	14	野澤利夫		出	
6	岸澤七郎		出	15	浅見伸明(最)		出	
7	岡部英作		出	16	鈴木潔(最)		出	
8	原田晴男		出	17	岡本和廣(最)		出	
9	原田元一		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		14名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
本橋直人								
渡辺正二								
飯塚勝貴								

その他重要と認める事項	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>平成30年2月23日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、平成30年2月23日、午後1時30分、ふじみ野市役所第2庁舎3階B301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時32分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に13番・15番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出に関する件1件について報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第3号について承認します。
日程第4	議長	日程第4、報告第4号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第4号について承認します。
日程第5	議長	日程第5、報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件7件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第5号について承認します。

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>15 番委員</p> <p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 6、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件 1 件を議題とします。</p> <p>案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明</p> <p>申請者の〇〇さんは先祖代々の墓地が畑の一角に立地している墓地への通路として石畳を敷いて畑の一部を使用しており、昭和 5 0 年に国土調査が実施され土地の測量及び境界線の確認を行っていたため分筆されていると考えていましたが、通路部分は分筆されておらず地目が畑のままであることが判明したので、今回の申請は分筆を行って地目変更して是正することが目的です。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p> <p>2 月 1 4 日に 13 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。現地は隣地の〇〇さんの墓地の横に〇〇さんの墓地がありました。</p> <p>通路は石畳になって墓地まで設置されており、他は畑として管理されています。</p> <p>地元委員さんには何かありますか。</p> <p>事務局からの説明のとおり、〇〇さんは許可を取って考えていましたが申請されていなかったもので、申請をすることにしていると聞いています。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
--------------	--	--

日程第7	全委員	異議なし。
	議長	異議なし賛成により、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
		議案第3号について終了します。
	議長	日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件2件を議題とします。
	議長	1番の案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。 申請者は入間市の県営住宅に住んでおり、勤務地が所沢市、狭山市、朝霞市の3箇所の勤務地への通勤の利便性を考慮して、申請地に戸建住宅を建築することを決定しました。 他にも富士見市とふじみ野市内で4箇所の候補地を検討しましたが、いずれも条件が合いませんでした。 申請地は所有者の〇〇さんの父が平成9年3月に3条申請で購入した農地です。 農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断しますが集落接続しているため農地法第5条の申請の基準は満たしています。
	議長	この案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。
15番委員	2月14日に13番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。 現地は枯れている草が目立っているので、管理されているようには見えませんでした。	
議長	地元委員さん、何かありますか。	
16番委員	現地調査の報告のとおり枯れ草が目立つので、農地として管理されているようには見えません。	

議 長	質疑はありますか。
3 番委員	第 1 種農地の集落に接続している基準を満たしている見解ということであるが、申請地近辺は全て住宅地になってしまうのか。
事 務 局	現在の申請地の工事完了届が提出され、開発の基準を満たしていれば隣地の申請は可能で、その後も道路に沿って住宅が 1 件ずつ申請されるかもしれませんが、中側に道路を整備することは難しいと思われま。
3 番委員	申請者が申請地北側に私道を整備すると親族は購入できるのか。
事 務 局	居住してから 20 年が経過すると基準を満たす可能性はあります。
13 番委員	現地確認を行ったが、中に残された農地は枯れ草がかなり目立っていたので、夏場は管理について苦情が出てくるのでは。
事 務 局	農業委員会に苦情が入れば、地主や管理会社に管理について指導します。
議 長	他に質疑は何かありますか
全 委 員	なし
議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
全 委 員	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、議案第 29 号の 1 番の案件は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
議 長	続きまして 2 番の案件についての事務局に朗読及び説明を求めます。
事 務 局	議案書朗読、説明。 (株)〇〇は平成 23 年 8 月に本社機能と工場 CAD センター機能を集約・移転しましたが、その後 6 年程で工場に隣接する申請

		<p>地を含む土地を購入して工場を1.5倍に増築する計画を策定しました。</p> <p>その背景として工場新築時の想定を遙かに超える業務拡大があり、顧客からの要求事項の多様化・高度化が著しく、それらに対応するため工場の増築と設備の先鋭化を行う目的です。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>この案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p> <p>2月14日に13番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。事務局の説明の通りに申請地は会社の隣であり、農地として管理されています。</p> <p>地元委員さんには何かありますか。</p> <p>現地は企業を誘致する区域なので問題はありません。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第3号の2番の案件は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>議案第3号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、平成30年第2回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了2時14分)</p>
	議長	
	15番委員	
	議長	
	7番委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	議長	